

株式会社小林精機 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

これまで以上に、すべての社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 9 年 9 月 30 日までの3年間

2. 内容

目標 1：計画期間中、女性 75%、男性 50%以上の育児休業取得率を維持するために、男性が育児参加しやすい職場環境の整備に取り組む。

<対策>

- 令和 7 年 10 月 ～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和 8 年 4 月 ～ 年度毎に育児休業を取得した社員の事例を紹介し、制度の利用しやすさを周知することにより、育児休業の取得を推進する
- 令和 8 年 10 月 ～ 社員が安心して育児休業から職場復帰できるよう、休業前や復帰前後の面談を充実させる

目標 2：計画期間中、社員の月平均残業時間 20 時間以下を維持する。

<対策>

- 令和 7 年 10 月 ～ 月平均残業時間 20 時間以下が達成できているか監視を行いながら、残業の多い部署・社員を調査する
- 令和 8 年 4 月 ～ 残業が多い部署や社員について原因を分析し、業務内容の改善や人員不足の見直し等により、労働環境を整備する
- 令和 9 年 4 月 ～ 改善による効果の検証を行う

目標 3：若年者に対してインターシップ等の就業体験機会を提供する。

<対策>

- 令和 7 年 10 月 ～ 関係行政機関や学校との連携を図り、工場見学やインターンシップ、出前授業を積極的に行う
- 令和 8 年 4 月 ～ 自社ホームページにおけるインターンシップ受入案内を充実させ、内容をよりわかりやすく詳細に記載する